地域再生計画

１　地域再生計画の名称

ビジネスサポートセンター創設による岸和田イノベーション促進計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

岸和田市

３　地域再生計画の区域

岸和田市の全域

４　地域再生計画の目標

４－１　地方創生の実現における構造的な課題

●各支援主体によるバラバラな支援体制

創業希望者や中小企業に対しては、本市をはじめ金融機関等の支援機関が、各々において企業情報を保有し、助成金・補助金等の制度活用支援、経営相談・アドバイス支援等を別々に実施してきた。そのため、得意分野を活かした企業支援、一元的で効果的な支援が展開できていない。

●稼ぐ力の欠如

本市の基幹産業である製造業に着目すると、特化係数（付加価値額）において、鉄鋼業（5.70）、金属製品製造業（3.06）、はん用機械器具製造業（2.34）が上位となっているものの、特化係数（労働生産性）では鉄鋼業（1.02）のみが高水準となっている。また、卸売業・小売業では、建築材料・鉱物金属材料等卸売業（1.40）と飲食料品小売業（0.74）が特化係数（付加価値額）で高水準であるが、特化係数（労働生産性）はいずれも低水準となっている（数値はいずれも2012年）。つまり、市内中小企業は高品質な製品を製造・提供している一方、効率的に利益をあげている状況ではなく、「稼ぐ力」が不十分である。

●企業が求める支援体制の未構築

2013年に本市が実施した企業向けアンケートでは、商業では「競争の激化」

（38.6％）が経営上の課題として多く挙げられ、製造業では「他社との競合激化」（27.0％）が挙げられており、さらに「収益力」（25.2％）、「顧客の確保（減少）」（22.1％）も課題となっている（3,088社を対象に経営上の課題について調査を実施）。つまり、商業、製造業に共通した課題として、競争激化に対応する知恵や工夫など、設備投資に頼らない経営支援が求められているが、本市においてはそのような支援体制の構築が実現できていない。

４－２　地方創生として目指す将来像

【概要】

地域に密着した事業を行う中小企業は、その高い技術力を活かして多様化する課題に対応した製品や、独創的な商品・サービスを創出するとともに、多くの働く人やそのニーズに応じた雇用機会を提供するなど、地域活性化の観点から極めて重要な役割を有している。

一方で、本市における中小企業数は減少の一途をたどっており、過去７年間（2009年～2016年）に929の中小企業が減少した（総数：6,618→5,689、製造業：802→718、卸売業・小売業：1,691→1,326）。

これらの中小企業の減少に歯止めをかけるためには、新たな企業を生み出すための希望者に対する創業支援や、これまで以上の生産性向上や事業拡大、販路開拓等による「稼ぐ力」を高め、魅力を創出することで企業の成長を促進することが重要である。

そのため、ビジネスサポートセンターを設置し、創業希望者や課題を抱える中小企業に対して、専門的かつ実践的な解決力のある人材がチームとなり、ビジネスモデルの構築、資金調達、販路開拓、人材育成・確保等といった、企業が参入・成長していくために必要な支援を総合的に行う。そして、企業の経営力向上と地域における稼げる産業の育成を図り、ひいては雇用の質・量の確保、人口流出抑制・流入拡大、市民所得の拡大によりまちの活性化を目指す。

【数値目標】

ＫＰＩ	事業開始前 （現時点）	2019年度増加分 １年目	2020年度増加分 ２年目	2021年度増加分 ３年目	2022年度増加分 ４年目	2023年度増加分 ５年目	KPI増加分 の累計
支援による創業件数（件）	0	3	9	12	0	0	24
支援による課題解決件数（件）	0	4	22	50	20	24	120
ビジネスサポートセンター支援件数（件）	0	152	580	292	253	254	1,531
相談リピート率（%）	0	50	20	5	2.5	2.5	80

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

５－２の③及び５－３のとおり。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

○　地方創生推進タイプ（内閣府）：【Ａ３００７】

○　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】

①　事業主体

岸和田市

②　事業の名称

ビジネスサポートセンター創設による岸和田イノベーション促進事業

③　事業の内容

●企業支援ネットワークの構築と協議会設立

本市、金融機関等でこれまでの企業支援の強みを活かしたネットワークを構築し、ノウハウを存分に活用した効果的な運営を図るため岸和田ビジネスサポート協議会を設立する。

●岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizの設置

創業希望者や中小企業に対して各企業支援主体のノウハウを活用した企業支援を行うため、岸和田ビジネスサポート協議会により岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizを設置する。ここでは、各主体の企業支援策を一元的に提供できるワンストップ窓口を設け、効果的に支援を実施する。

また、岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizの設置にあたっては、センター長及びプロジェクトマネージャーを全国公募により募集し、専門的かつ実践的な解決力を有する人材の確保を行い、スキルアップのための研修を経て配置する。

●岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizの運営

岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizにおいては、専門的かつ実践的な解決力を有する人材がチームとなって取り組み、クリエイティブな発想や様々なアイデアを助言するなど、創業希望者や相談企業の持つポテンシャルを徹底的に掘り起こす。そして、創業希望者や相談企業に対し伴走しながら課題解決に導き、直接的な成果を生み出す。また、ITアドバイザーにより事業者の抱える様々な課題に対して伴走支援を行うことで、市内事業者のデジタル技術等の推進を図る。

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

協議会の設立及び運営初期は市が先導的に進めていくが、各支援機関による専門家派遣や負担金の支出、創業セミナーやＯＪＴ受託等の自主事業の展開により、自主財源の確保に努める。加えて、企業版ふるさと納税の活用や本事業により効果を得た民間企業からの寄附金を得る。なお、事業期間を通じて各支援機関の負担金額など役割分担の調整を行う。

【官民協働】

岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizの設置・運営に際して、民間（金融機関）はこれまでのノウハウを活用して効果的な創業支援・

企業支援に参加・協力し、専門家の派遣や負担金の支出等を行う。行政は、これらの支援が一元的かつ効果的に行われるようワンストップ相談窓口の整備など環境整備を行うとともに、当初は協議会において先導的な役割を担う。

その他、民間（その他の民間事業者）は、センター長等の公募手続きや周知・ＰＲ、企業版ふるさと納税を活用した協力を行う。

【地域間連携】

近畿内に開設されている福知山市、大東市、大和高田市及び広陵町と「近畿ビズネットワーク」を構築し、各分野に精通した人材の持つ企業支援ノウハウを共有することにより、それぞれで得た有益な情報の還元を行うことができ、さらなる効率的かつ効果的な創業支援・企業支援を可能とする。

【政策間連携】

岸和田ビジネスサポートセンター　Kishi-Bizの運営を行うことで、地元企業の生産性向上や売上拡大等に貢献し、地域産業の発展・振興につながる。また、新たな企業の創業支援や既存企業の事業拡大を後押しすることで、それらに伴う新たな雇用創出を行う。加えて、創業支援や企業支援を行う過程で、自ら活用できる知識や発想力等を習得させることにより、人材育成を行う。

【デジタル社会の形成への寄与】

ITアドバイザーによる伴走支援により、デジタル化のメリットや自社の状況を理解することで、事業者自らデジタル化に取り組めるようになり、多くの事業者が様々な課題を解決できるようになる。デジタル社会の形成に向けて、事業者の理解度に応じた支援を通じて、デジタル化の裾野を拡げることが期待される。

上記の取り組みにより、小規模事業者においては、専門の人員を雇用する余裕はなく、事業者が自ら事務のデジタル化など様々な課題に取り組む必要があり、ITアドバイザーによる伴走支援を通じて、事業者の抱える課題の難易度に応じた対応が可能となる

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４－２の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

事業の進捗状況や取組内容、数値目標やKPIの達成度等を踏まえ、岸和田市総合戦略アドバイザー会議（毎年度８月頃開催）において外部有識者から意見を聴取したうえで、事業の効果検証及び見直しを図る(予定)。

【外部組織の参画者】

学識（国立大学法人和歌山大学）、産業（岸和田商工会議所）、金融（株式会社池田泉州銀行、損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の４者による構成（予定）。

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに市ホームページで公表。

⑦　事業費

（単位：千円）

事業	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	総事業費
法第５条第４項第1号イに関する事業	27,376	36,674	63,036	53,853	49,805	230,744
うち法第５条第４項第２号に関する事業※2019年度のみ	13,688					13,688

⑧　事業実施期間

・法第５条第４項第１号イに関する事業

地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

・法第５条第４項第２号に関する事業

地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで

⑨　その他必要な事項

ア　法第５条第４項第２号に関する事業としての事業区分

地域産業の振興

イ　申請時点での寄附の見込額（2019年度まで）

（単位：千円）

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
飲料製造業	100	100
計	100	100

ウ　寄附の金額の目安

92,089千円（2020年度～2023年度累計）

５－３　その他の事業

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

(1) 企業経営支援補助金交付事業

①　事業概要

本市内の中小企業者の積極的な販路開拓や企業のイメージアップを図るために行う本市外での展示会開催や公的機関・大学等と連携した、新商品開発・技術開発のための共同研究、人材育成に関するセミナーや講習会、研修参加費用、また役員、従業員に対して実施する研修等、並びに本市外で開催される合同企業説明会等への出展費用に必要な経費の一部を補助している。

②　実施主体

岸和田市

③　事業期間

2008 年４月１日から

６　計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年３月31日まで

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

４－２に掲げる目標について、７－１に掲げる評価の手法により行う。

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

５－２の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。